

札幌市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年10月27日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第59号

札幌市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(認定の申請等) 第12条 (略)	(認定の申請等) 第12条 (略)

改 正 前	改 正 後
(1)～(11) (略) (12) 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定 (13) (略) 2～4 (略)	(1)～(11) (略) (12) 政令第137条の12第11項又は第12項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定 (13) (略) 2～4 (略)

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

